

# ～地域の身近な相談役～ 民生委員児童委員

## 民生委員児童委員とは

地域住民の生活や福祉全般に関する相談に応じ、解決のお手伝いなどを行うボランティアで、制度創設から100年以上の歴史があります。地域において、福祉活動やボランティア活動に熱意のある方の中から選ばれ、厚生労働大臣から委員の委嘱を受けています。敦賀市内には、令和5年12月末現在で135人の委員がおり、担当する各地域で住民の相談を受け、福祉サービスの情報提供や各種関係機関を紹介するつなぎ役として活動しています。

また、民生委員児童委員のうち、12人は主任児童委員として児童福祉を専門に活動し、区域担当の民生委員児童委員と連携しながら、子育ての支援や児童の健全育成に取り組んでいます。

民生委員児童委員の委嘱状況（令和5年12月現在）

地区名	委嘱人数（人）		
	男性	女性	合計
第1地区（北・東浦）	6	12	18
第2地区（南・東郷）	6	16	22
第3地区（西）	11	9	20
第4地区（松原・西浦）	8	15	23
第5地区（中郷・愛発）	6	11	17
第6地区（粟野）	17	18	35
合計	54	81	135

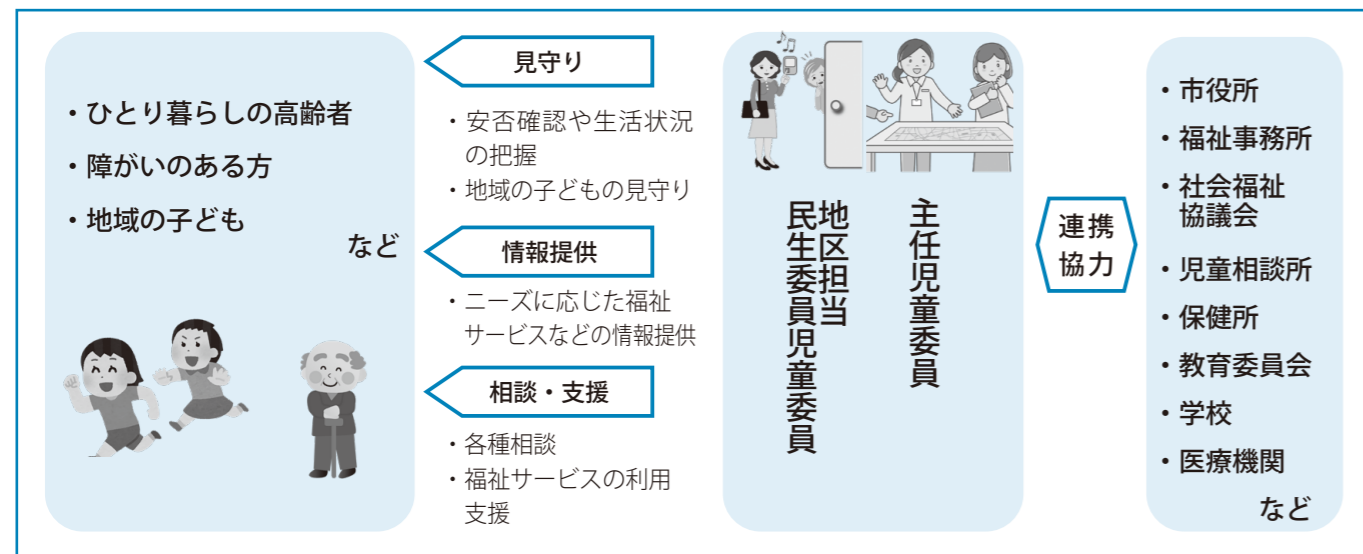
## 地域に根ざした活動

### ■ 相談

生活上の心配ごとや悩みごとなど、様々な相談に応じ、自立の援助に努めます。また、必要な支援を受けられるように、福祉サービスの情報提供や各種関係機関を紹介します。民生委員児童委員には守秘義務があり、相談内容の秘密を厳守しています。

### ■ 見守り活動

ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、健康状態や安否を確認するとともに、心の交流を図ります。さらに、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちの見守りを行います。



問い合わせ先 地域福祉課 ☎22-8118

# 交通災害共済

令和6年度は  
ピンク色のハガキです

## 令和6年度加入申込書郵送開始

### ■ 交通災害共済

共済へ加入した方が、共済期間中に万一交通事故にあった際に災害見舞金を支払う制度です。

▶対象となる交通事故は、日本国内で発生した交通機関の運行に伴う事故（接触、衝突など）による人の死傷



### ■ 共済期間

令和6年4月1日～  
令和7年3月31日

▶中途加入の場合は掛金納入の翌日から

### ■ 共済掛金

年額 500円/人（現金）  
▶加入は1人1口

### ■ 共済加入申込の手続き

自宅に届いた加入申込書に共済掛金を添えて、令和6年2月15日（木）以降、下記①から③のいずれかで加入申込手続きを行ってください。

- ①市役所1階生活安全課（16番窓口）
- ②県内の福井銀行窓口
- ③加入申込臨時出張所窓口

### ■ 災害見舞金

治療期間・日数など、災害の程度に応じて、2万円（8等級）から100万円（1等級）の見舞金をお支払いします。

- ▶等級は治療期間と実治療日数によって決定
- ▶請求期間は災害を受けた日から2年以内
- ▶災害見舞金には支払いの制限があります。

請求の対象となる交通事故かどうか、まずはお問い合わせください。

まさかの交通事故！に備えて  
ワンコインで身近な安心を

共済掛金

年額

500

円

災害見舞金

（8等級）      （1等級）

2万円 ～ 100

万円

500  
ワンコイン

加入申込臨時出張所窓口

会場	日時
粟野公民館	3月7日（木） 10:00～14:00
東郷公民館	3月15日（金） 10:00～14:00
東浦公民館	3月19日（火） 10:00～14:00
愛発公民館	3月27日（水） 10:00～14:00

問い合わせ先 生活安全課 ☎22-8115